

## 「高効率レーザープロセッシング推進」コンソーシアム秘密保持規則

### (本業務)

第1条 本規則は、国立大学法人東京大学光量子科学連携研究機構が次世代レーザー加工技術に係わる事業を推進するために主催する「高効率レーザープロセッシング推進」コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の活動（以下「本業務」という。）において、本コンソーシアムへの入会を承認された者（以下「会員」という。）の間で交換される技術情報及び関連情報の取扱い等を定めることにより、本コンソーシアムの活動が円滑に行われることを目的とする。

### (秘密情報)

第2条 本規則に規定する秘密情報とは、会員が連携会議その他の場（以下「連携会議等」という。）において本コンソーシアムに関連して提供又は開示した情報であって、提供又は開示した会員（以下「開示者」という。）より提供又は開示の際に秘密である旨の表示が明記され、又は口頭若しくは視覚的方法等の無体物で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で提供又は開示を受けた会員（以下「受領者」という。）に対して通知されたものをいう。これには、会員が、他の会員から受領し、当該他の会員の同意を得て開示する秘密情報を含む。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には含まれないものとする。

- 一 提供又は開示を受けた際、既に受領者が保有していたことを証明できる情報
- 二 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
- 三 提供又は開示を受けた後、受領者の責によらずに公知となった情報
- 四 受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得したことを証明できる情報
- 五 受領者が秘密情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

### (秘密保持)

第3条 受領者は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、開示者の事前の書面による同意なしに、第三者（自己に登録された本業務に関与する研究者等及び当該秘密情報を知る必要のある最低限の自己の役員、従業員、教員、職員等（以下併せて「研究者等」という。）以外。）に開示、漏洩、公表しないものとする。本条にいう第三者には、受領者の親会社、子会社、関連会社その他グループ企業を含むものとする。開示者は第三者への開示を承認する場合、当該第三者による再々開示等についても開示者の責任で指定するものとする。開示者は、対象となる秘密情報の開示前に限り、受領者

において秘密情報の開示を受ける研究者等の氏名、役職名又は部署名等、秘密情報の開示範囲の明示を求めることができるものとする。

- 2 受領者は、秘密情報、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について、保管場所及び管理責任者を定め、秘密情報の漏洩又は紛失を未然に防止するため厳重に保管する。
- 3 受領者は、秘密情報を第1条記載の本業務のみに使用するものとし、開示者の事前の書面による同意なしに、他の業務のために使用してはならないものとする。
- 4 受領者は、秘密情報（前条第2項各号に掲げるものを除く。）につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられたときは、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して当該情報を開示することができる。
  - 一 開示する内容をあらかじめ開示者に通知すること
  - 二 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
  - 三 開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること
  - 四 開示に際して、法令等の定めに従い当該情報の秘密を保持する手続きを取ることができる場合は、開示者と協議の上当該手続きを取ること。
- 5 受領者は、研究者等が本条及び次条に定める義務と同様の義務を負うよう措置するものとし、研究者等がその所属を離れた後も本規則の有効期間終了後3年が経過するまでの間、本条及び次条に定める義務と同様の義務を負うよう措置するものとする。
- 6 受領者は、秘密情報の複写又は複製の必要がある場合は、理由を付して開示者に請求し、承諾を得るものとする。
- 7 受領者は、別段の合意のある場合を除き、開示者から請求されたとき又は本規則の終了後速やかに、開示者の指示に従い、秘密情報を開示者に返却又は破棄するものとする。

（その他の了解事項）

第4条 会員は、連携会議等への参加に際し、前条に定める義務の他、以下の事項について了解するものとする。

- 一 連携会議等において開示者から開示（発表・説明等を含む）される情報（研究のための調査研究等を含み、口頭による発表・説明等を含む）には特許出願等を行っていないもの、準備中のものが含まれていること。
- 二 連携会議等において開示される情報は、当該開示のみでは特許法29条第1項第1号の「公然知られた」情報とはならないこと。

（発明等の取扱い）

第5条 受領者は、開示者より提供又は開示を受けた秘密情報に基づいて発明等を創出した場合には、すみやかに開示者に通知の上、その取扱いについて別途協議の上決定する。

(WG参加者間の秘密情報等の取扱い)

第6条 本コンソーシアムのワーキンググループ（以下「WG」という。）において、当該WGの規則等（WGの参加者間で締結する知財合意書を含む。）によりWGの業務に関する秘密情報及びそれにより得られた知的財産権等（以下本条において「秘密情報等」という。）の取扱いが定められている場合、当該WGの参加者は、当該WGの業務に関する秘密情報等については本規則によらず、当該WGの規則等によることができる。

(損害賠償等)

第7条 開示者は、自己が開示した秘密情報の受領者が、当該秘密情報を自己の研究者等以外の者に開示又は漏洩したときその他本規則に違反したときは、当該受領者に対して、損害賠償及び自己が必要と認める措置を請求することができるものとする。

(実施権の不許諾)

第8条 会員は、開示者による秘密情報の開示が、受領者に対する開示者の特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。ただし、第1条記載の本業務の範囲内で知的財産権を実施又は使用する場合はこの限りではない。

(非保証)

第9条 開示者は、受領者に対し、自己が開示した秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(共同研究契約等)

第10条 会員は、本規則に基づく検討の結果、共同研究等を行うこととした場合には、その詳細を共同研究契約等に別途定めるものとする。

(退会した又は除名された会員の取扱い)

第11条 会員は、本コンソーシアムから退会した後又は本コンソーシアムより除名された後においても、本規則により自己に課された義務を遵守しなければならない。

(有効期間)

第12条 本規則の有効期間は、本コンソーシアムの活動期間終了日までとする。ただし、第3条から第5条の規定については、本規則終了後も3年間有効とし、第7条の規定については、違反の時から10年間、又は本規則終了から3年間のいずれか遅い日が到達するまで有効とし、第6条及び第8条から第13条の規定については、対象事項が全て

消滅するまで有効とする。

(協議事項)

第13条 会員は、本規則に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

本規則は、2026年2月10日から施行し、2026年4月1日から適用する。

-以上-